

## 意見書案第7号

すべての子どもたちに保育士配置基準をはじめ保育条件のさらなる改善を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、すべての子どもたちに保育士配置基準をはじめ保育条件のさらなる改善に関し、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年12月16日提出

蒲郡市議会議員

伊 藤 享 佑  
新 実 祥 悟  
日 恵 野 佳 代  
牧 野 泰 広

### 提案理由

すべての子どもたちに保育士配置基準をはじめ保育条件のさらなる改善に関し、関係行政庁に要請するため提案する。

## すべての子どもたちに保育士配置基準をはじめ保育条件のさらなる改善を求める意見書

2023年12月22日、「こども未来戦略」が閣議決定された。その中で、保育士配置基準について「4・5歳児について、30対1から25対1への改善」と明記され、3歳児についても、「4・5歳児と同様に最低基準の改定（20：1から15：1）を行う」とされた。2024年4月1日から、改正された「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」が施行され、特に4・5歳児については基準制定以降初めて、実に76年ぶりの改善である。保育の安全・安心の確保の観点から大変重要なものである。

しかし、内容はまだまだ不十分である。人材確保により困難を抱える保育現場で混乱が生じないようにとの理由から「当分の間」は従前の基準により運営することも妨げないという期間の定めのない経過措置が設けられており、従前の基準で運営する施設もあることになる。子供たちの受ける保育に施設や地域による格差が生じることになりかねないため、最低基準＝ナショナルミニマムとして、早急な完全実施が求められる。

改善された基準に従い職員を配置する施設については、それに対応する公定価格上の「加算措置」が設けられた。さらに、チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設は、「引き続き、当該加算のみを適用」とされ、今回の「4歳以上児配置改善加算」の対象外となっている。

また、1歳児については、2025年度以降に先送りされた。

今回改正となった年齢以外についても、保育士1人あたりの子供の人数は欧州先進諸国の約2倍と大きく立ち遅れている。現在の基準では保育の安全・安心が守られないという保育現場からの声は大きく、世界基準を見据えた保育士配置基準のさらなる改善が必要である。

保育士確保が困難であることは事実だが、その要因は、1、高齢化と退職者の増加、2、労働条件の厳しさ、3、育児休業制度の不十分さ、4、教育・研修の問題である。

これらの問題を解決するためには、政府や自治体、企業が協力して、労働環境の改善や教育・研修の拡充が必要である。

国は「こども未来戦略」において両立支援を掲げている。保育現場においても子育てしながら働き続けることができる職場づくりの必要性は例外ではなく、ベテラン・中堅職員である子育て世代の定着は、保育の質の確保のためにも重要である。両立支援を実効性あるものとするためには、国の定める保育士配置基準をさらに改善し、保育士の賃金水準の抜本的引き上げなどさらなる処遇改善を図るとともに、両立支援のため子供が病気の際などに職員が安心して休暇を取得できるように代替職員等の配置を可能とする財政措置を行うよう下記事項の実現を強く要望する。

- 1 世界基準の保育環境実現のため、すべての年齢の配置基準をさらに改善する。
- 2 保育・学童保育において、子どものために十分な保育士・職員を確保できる

よう、賃金・処遇・労働条件を抜本的に改善し、子育て支援施策は、国・自治体の責任のもとで、子どもの権利が保障され、だれもが安心できるよう、十分な人と予算をつける。

- 3 だれもが安心して子どもを産み育て、ゆとりある生活が保障されるよう、両立支援のため、育児休業制度の充実、育児サービスの拡充、フレックス制度の導入、育児手当の支給など、子育てをしながら働く親を支援するための財政措置をする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月16日

蒲 郡 市 議 会

内閣総理大臣  
こども政策担当大臣  
厚生労働大臣  
こども家庭庁長官

} あて